

<一般事業主行動計画>

株式会社トーネット

社員が仕事と生活を両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 : 平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
2. 内容

**目標 1 : ◇平成30年4月までに、子の看護・介護休暇、所定外労働の免除、勤務時間の短縮措置の対象範囲を拡大する。(子の対象年齢の拡大)**

**◇育児、子育てに関する新たな制度を導入**

**【対策】**

- 平成 29 年 6 月～ 出産・育児・子育てに関する社内アンケートの実施
- 平成 29 年 10 月～ 子の対象範囲および新制度にむけた検討を開始
- 平成 30 年 4 月～ 制度の導入、社内広報誌などによる社員への周知

**目標 2 : 在宅勤務の対象者を拡大する。(週1日程度の在宅勤務ができる制度を試行的に導入)**

**【対策】**

- 平成 30 年 6 月～ 社内検討委員会を設置
- 平成 30 年 10 月～ 在宅勤務の内容や対象について検討
- 平成 31 年 4 月～ 試行実施し、課題を分析して本格稼働の可能性を検討